

(第2条関係)

国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業特定認定申請書

(宛先)

年 月 日

寝屋川市長

申請者 住 所

(フリガナ)

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

国家戦略特別区域法第13条第1項の規定により、次のとおり外国人滞在施設経営事業の特定認定を申請します。

(フリガナ) 名 称			
所 在 地	寝屋川市		
施 設 の 構 造 等 の 概 要	1 共同住宅 2 長屋 3 一戸建て 4 その他()	1 木造 2 鉄筋コンクリート 3 その他()	戸数 戸
	建築検査年月日	年 月 日	
事 業 の 内 容			
国家戦略特別区域法第13条第4項第1号から第8号の該当の有無	有 ・ 無		
該 当 す る 場 合 の 内 容			
施設の各居室（特定認定を受けようとする事業の用に供する居室に限る。）の床面積等	部屋名 (号室等)	床面積（建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積をいう。）	間取り
各居室の詳細状況	居室ごとに付表を添付		
施 設 内 の 清 潔 保 持 の 方 法			

<p>申請者と施設の所有者（施設が建物の区分所有等に関する法律第2条第1項に規定する区分所有権の目的である建物（以下「分譲マンション等」という。）の場合にあつては、施設の居室の区分所有者）との関係</p>	<p>1 賃貸借 2 転貸借 3 その他（ ）</p>	
<p>賃貸借契約（分譲マンション等の場合にあつては、建物の区分所有等に関する法律第30条第1項の規約）における施設を事業の用に供することについて禁止する規定の有無</p>	<p>有 ・ 無</p>	
<p>提供する外国人旅客の滞在に必要な役務の内容及び当該役務を提供するための体制</p>	<p>1 施設の使用の開始時に清潔な居室を提供するための体制</p>	
	<p>2 申請者が対応できる外国語</p>	
	<p>3 滞在に必要な役務の提供について、滞在者本人に直接説明するための体制</p>	
	<p>4 居室に備えている施設の使用方法に関する外国語を用いた案内</p>	
	<p>5 非常口、駐車場、廃棄物集積場、フロントその他の施設の設備の名称及びその使用に係る注意事項の表示（外国語による表示を含む。）</p>	
	<p>6 台所及び洗面所に係る用水として使用する水道水以外の水の水質基準が、水質基準に関する省令に規定する基準に適合しない場合は、その旨の表示（外国語による表示を含む。）</p>	
	<p>7 廃棄物の処理体制</p>	<p>(1) 廃棄物の処理方法 (2) 廃棄物の保管場所の表示方法</p>
	<p>8 緊急時において申請者に常に連絡できる体制</p>	<p>(1) 責任者の氏名 (2) 連絡先（電話番号等） (3) 連絡方法</p>

	9 滞在者を確認等するための体制（施設の使用開始時にあっては、施設の使用方法に関する案内等を含む。）	(1) 施設の使用の開始時 (2) 施設の使用の期間中 (3) 施設の使用の終了時
	10 施設の周辺地域の住民からの苦情及び問合せを受けるための連絡先	
滞在者名簿の作成、保管等のための体制		
申請者の電話番号その他の連絡先		
施設のホームページアドレス		
滞在者が日本国内に住所を有しない外国人であることを確認する方法		

備考 この様式に記載できない場合は、別紙に記載してください。

付表

各居室の状況

居室の部屋名（号室等）		
出入り口及び窓の鍵		有 ・ 無
居室と他の居室・廊下等との境が壁造りであること		適 ・ 否
換気方法		機械換気 自然換気
採光・照明		採光設備（ 蛍光灯 箇所 LED 箇所 その他（ ）
防湿・暖房・冷房の方法		エアコン ストーブ その他（ ）
排水の方法		
台所	箇所数	箇所
	調理台	箇所
	流しの使用水	水道水 ・ その他（ ）
	飲用の適否	適 ・ 否
浴室	浴室数	箇所
	浴槽等の数	浴槽 据え ・ シャワー 基
	使用水	水道水 ・ その他（ ）
便所		箇所 大便器 個 小便器 個
洗面設備	箇所数	箇所
	使用水	水道水 ・ その他（ ）
	飲用の適否	適 ・ 否
	台所流しとの区分	有 ・ 無
寝具		ベッド 箇所 布団 組
テーブル・椅子・収納家具		テーブル 脚 椅子 脚 収納家具 箇所
調理器具・設備		
清掃器具		掃除機 ・ 雑巾 ・ ゴミ箱 ・ その他（ ）